

但馬海区
漁場計画（素案）

令和4年6月

兵庫県農林水産部水産漁港課

1 漁業権に関する事項

(1) 共同漁業権

ア 公示番号及び免許の内容となるべき事項等

方位は真方位、座標は世界測地系を示す。

公示番号	漁業種類	免許の内容となるべき事項					関係地区				類似又は新規漁業権の別
		漁業の名称	漁業の時期	漁業の位置	漁場の区域	条件	市郡	区	町	字	
共第201号	第1種共同漁業	はばのり漁業	9月1日から5月31日まで	豊岡市地先	次の点A、B、ア、イ及びCを結んだ線並びにDとEを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 最大高潮時海岸線における京都府・兵庫県界 B 京都府兵庫県界地先の平岩中央 C 豊岡市瀬戸・竹野町田久日界の御持ちの滝（通称ヒイゴの滝） D 豊岡市気比港大橋右岸下流基柱 E 豊岡市小島港大橋左岸下流基柱 ア Bから353度40分250メートルの点 イ Cから353度40分300メートルの点	付記のとおり	豊岡市	田結			類似漁業権
		のり漁業	同上					気比			
		そぞ漁業	同上					小島			
		わかめ漁業	3月1日から7月31日まで					瀬戸			
		もずく漁業	4月1日から8月31日まで					津居山			
		うみぞうめん漁業	同上								
		てんぐさ漁業	3月1日から8月31日まで								
		ほんだわら漁業	1月1日から12月31日まで								
		かじめ漁業	同上								
		あらめ漁業	同上								
		むかでのり漁業	同上								
		いがい漁業	同上								
		くろくち漁業	同上								
		かき漁業	同上								
		はまぐり漁業	同上								
あさり漁業	同上										

		あわび漁業	同上							
		とこぶし漁業	同上							
		ずめ漁業	同上							
		さざえ漁業	同上							
		にし漁業	同上							
		かめので漁業	同上							
		ばい漁業	同上							
		うに漁業	同上							
		なまこ漁業	同上							
		たこ漁業	同上							
		しじみ漁業	同上							
共第202号	第2種共同漁業	いそ刺網漁業	3月1日から10月31日まで	同上	次の点A、B、ア、イ及びCを結んだ線並びにDとEを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 最大高潮時海岸線における京都府・兵庫県界 B 京都府・兵庫県界地先の平岩中央 C 豊岡市瀬戸・竹野町田久日界の御持ちの滝（通称ヒイゴの滝） D 豊岡市気比港大橋右岸下流基柱 E 豊岡市小島港大橋左岸下流基柱 ア Bから353度40分1,500メートルの点 イ Cから353度40分1,000メートルの点	—	同市	同上		同上
		とびうお刺網漁業	5月1日から7月31日まで							
		かわはぎ網漁業	5月1日から11月30日まで							
		かます刺網漁業	3月1日から11月30日まで							
		いかかご漁業	3月1日から8月31日まで							
		雑魚かご漁業	3月1日から8月31日まで							
共第203号	第3種共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日から12月31日まで	同上	次の点のうちA、ア及びCを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 豊岡市田結神水鼻 B 豊岡市津居山石金島頂上 C 豊岡市気比津居山港新防波堤突端 ア AとBを結んだ線とCから22度の線との交点	—	同市	同上		同上

共第204号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	同上	豊岡市沖合	次の点のうちア、イ、エ、ウ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 豊岡市田結ステガ鼻北端 B 豊岡市瀬戸獅子ヶ鼻北端 ア A点から0度40分の線とBから29度40分の線との交点 イ アから263度40分3,000メートルの点 ウ アから173度40分900メートルの点 エ イから173度40分900メートルの点	—	同市	同上		同上
共第205号	第1種共同漁業	はばのり漁業	9月1日から5月31日まで	豊岡市竹野町地先	次の点のうちA、ア、イ、ウ、エ及びDを結んだ線並びにEとFを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 豊岡市瀬戸・竹野町田久日界の御持ちの滝（通称ヒイゴの滝） B 豊岡市竹野町田久日字向山104番地の6平井の鼻北端 C 豊岡市竹野町竹野字賀島1番地猫崎北端 D 美方郡香美町香住区相谷字シキの尾5番地の5押廻鼻北端 E 豊岡市竹野町竹野538番地の3竹野橋上流右岸の基柱 F 豊岡市竹野町599番地竹野橋上流左岸の基柱 ア Aから353度40分300メートルの点 イ Bから353度40分200メートルの点 ウ Cから353度40分200メートルの点 エ Dから358度40分700メートルの点	付記のとおり	同市	竹野町	田久日	同上
		のり漁業	同上						宇日	
		そぞ漁業	同上						竹野	
		わかめ漁業	3月1日から7月31日まで						切浜	
		もずく漁業	4月1日から8月31日まで						浜須井	
		うみぞうめん漁業	同上							
		てんぐさ漁業	3月1日から8月31日まで							
		ほんだわら漁業	1月1日から12月31日まで							
		かじめ漁業	同上							
		あらめ漁業	同上							
		むかでのり漁業	同上							
		いがい漁業	同上							
		くろくち漁業	同上							
		かき漁業	同上							
はまぐり漁業	同上									

		あさり漁業	同上							
		あわび漁業	同上							
		とこぶし漁業	同上							
		ずめ漁業	同上							
		さざえ漁業	同上							
		にし漁業	同上							
		かめので漁業	同上							
		ばい漁業	同上							
		うに漁業	同上							
		なまこ漁業	同上							
		たこ漁業	同上							
共 第 2 0 6 号	第 2 種 共 同 漁 業	いそ刺網漁業	3月1日から 10月31日まで	同上	次の点のうちA、ア、イ、ウ、エ及びDを結んだ線並びにEとFを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 豊岡市瀬戸・竹野町田久日界の御持ちの滝（通称ヒイゴの滝） B 豊岡市竹野町田久日字向山104番地の6平井の鼻北端 C 豊岡市竹野町竹野字賀島1番地猫崎北端 D 美方郡香美町香住区相谷字シキの尾5番地の5押廻鼻北端 E 豊岡市竹野町竹野538番地の3竹野橋上流右岸の基柱 F 豊岡市竹野町竹野599番地竹野橋上流左岸の基柱 ア Aから353度40分1,000メートルの点 イ Bから353度40分700メートルの点 ウ Cから353度40分700メートルの点 エ Dから358度40分1,000メートルの点	—	同市	同上	同上	同上
		かわはぎ網漁業	5月1日から 11月30日まで							
		いかかご漁業	3月1日から 8月31日まで							
		雑魚かご漁業	3月1日から 8月31日まで							
共 第 2 0 8 号	第 3 種 共 同 漁 業	雑魚地びき網漁業	1月1日から 12月31日まで	同上	次の点のうちA、B及びCを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 豊岡市竹野町竹野庵蛇東端 B 豊岡市竹野町竹野港旧港西防波堤北西部 C 豊岡市竹野町竹野港旧港西防波堤西側線基部	—	同市	同上	同上	同上

共第210号	同上	つきいそ漁業	同上	豊岡市竹野町沖合	次の点のうちAを中心として半径200メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 豊岡市竹野町田久日宇向山104番地の6平井の鼻北端 B 豊岡市竹野町切浜黒崎鼻北西端（通称色ヶ崎） ア Aから303度40分の線とBから21度40分の線との交点	—	同市	同上	同上	同上
共第211号	同上	同上	同上	同上	次の点のうちAを中心として半径200メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 豊岡市竹野町竹野字賀島1番地赤島頂上 B 美方郡香美町香住区相谷地先灘イブリ岩頂上 ア Aから329度40分の線とBから14度40分の線との交点	—	同市	同上	同上	同上
共第212号	第1種共同漁業	はばのり漁業	9月1日から5月31日まで	美方郡香美町香住区相谷から沖浦に至る間の地先	次の点のうちA、ア、イ、ウ、エ及びDを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、次の区域を除く。（除外区域） 次の点のうち点オ、カ、キ、ク及びケを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡香美町香住区相谷字シキの尾5番地の5押廻鼻北端 B 美方郡香美町香住区無南垣字大鳴魚見鼻北端 C 美方郡香美町香住区沖浦地先大島北端 D 美方郡香美町香住区沖浦長ツロ479番地と同郡同町香住区境今子谷632番地の1との界（浜の谷） E 美方郡香美町香住区柴山港西防波堤灯台中心点 ア Aから358度40分700メートルの点 イ Bから353度40分700メートルの点 ウ Cから353度40分100メートルの点 エ Dから353度40分500メートルの点 オ Eから185度10分646.5メートルの点 カ オから283度9分28秒3メートルの点 キ カから352度22分31秒78.3メートルの点 ク キから25度27分36秒220.1メートルの点 ケ クから115度27分36秒107メートルの点	付記のとおり	美 方 郡	香美町香住区	相谷	同上
のり漁業	同上	安木								
そぞ漁業	同上	訓谷								
わかめ漁業	3月1日から7月31日まで	無南垣								
もずく漁業	4月1日から8月31日まで	浦上								
うみぞうめん漁業	同上	上計								
てんぐさ漁業	3月1日から8月31日まで	沖浦								
ほんだわら漁業	1月1日から12月31日まで									
かじめ漁業	同上									
あらめ漁業	同上									
むかでのり漁業	同上									
いがい漁業	同上									

		くろくち漁業	同上								
		かき漁業	同上								
		はまぐり漁業	同上								
		あさり漁業	同上								
		あわび漁業	同上								
		とこぶし漁業	同上								
		ずめ漁業	同上								
		さざえ漁業	同上								
		にし漁業	同上								
		かめのて漁業	同上								
		ばい漁業	同上								
		うに漁業	同上								
		なまこ漁業	同上								
		たこ漁業	同上								
共 第 2 1 3 号	第 2 種 共 同 漁 業	いそ刺網漁業	3月1日から 10月31日まで	同上	次の点のうちA、ア、イ、ウ、及びCを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、次の区域を除く。 (除外区域) 次の点のうちエ、オ、カ、キ及びクを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡香美町香住区相谷字シキの尾5番地の5押廻鼻北端 B 美方郡香美町香住区無南垣字大鳴魚見鼻北端 C 美方郡香美町香住区沖浦長ツロ479番地と同郡同町香住区境今子谷632番地の1との界(浜の谷) D 美方郡香美町香住区柴山港西防波堤灯台中心点 ア Aから358度40分1,000メートルの点 イ Bから353度40分1,000メートルの点 ウ Cから353度40分1,500メートルの点 エ Dから185度10分646.5メートルの点 オ エから283度9分28秒3メートルの点	—	同郡	同上	同上	同上	
		かわはぎ網漁業	5月1日から 11月30日まで								
		いかかご漁業	3月1日から 7月31日まで								

					カ オから352度22分31秒78.3メートルの点 キ カから25度27分36秒220.1メートルの点 ク キから115度27分36秒107メートルの点					
共 第 2 1 5 号	第 1 種 共 同 漁 業	はばのり漁業	9月1日から 5月31日まで	美方郡香美町香 住区境から下浜 に至る間の地先	次の点A、ア、イ及びBを結んだ線並びにCとDを結んだ線と最 大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡香美町香住区沖浦長ツロ479番地と同郡同町香住区境今 子谷632番地の1との界（浜の谷） B 美方郡香美町香住区下浜水ヶ浦1534番地と同郡同町香住区鑑 松ヶ崎493番地との界（松ヶ崎） C 美方郡香美町香住区七日市矢田橋右岸下流基柱 D 美方郡香美町香住区矢田矢田橋左岸下流基柱 ア Aから353度40分500メートルの点 イ Bから353度40分250メートルの点	付記の とおり	同郡	香美町香住 区	境	同上
		のり漁業	同上						一日市	
		そぞ漁業	同上						若松	
		わかめ漁業	3月1日から 7月31日まで						香住	
		もずく漁業	4月1日から 8月31日まで						七日市	
		うみぞうめん漁業	同上						矢田	
		てんぐさ漁業	3月1日から 8月31日まで						下浜	
		ほんだわら漁業	1月1日から 12月31日まで							
		かじめ漁業	同上							
		あらめ漁業	同上							
		むかでのり漁業	同上							
		いがい漁業	同上							
		くろくち漁業	同上							
		かき漁業	同上							
		はまぐり漁業	同上							
		あさり漁業	同上							
		あわび漁業	同上							
		とこぶし漁業	同上							
ずめ漁業	同上									

		さざえ漁業	同上							
		にし漁業	同上							
		かめのて漁業	同上							
		ばい漁業	同上							
		うに漁業	同上							
		なまこ漁業	同上							
		たこ漁業	同上							
共第216号	第2種共同漁業	いそ刺網漁業	3月1日から10月31日まで	同上	次のA、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡香美町香住区沖浦長ツロ479番地と同郡同町香住区境今子谷632番地の1との界（浜の谷） B 美方郡香美町香住区下浜水ヶ浦1534番地と同郡同町香住区鑑松ヶ崎493番地との界（松ヶ崎） ア Aから353度40分1,500メートルの点 イ Bから353度40分1,500メートルの点	—	同郡	同上	同上	同上
		とびうお刺網漁業	5月1日から7月31日まで							
		かわはぎ網漁業	5月1日から11月30日まで							
		いかかご漁業	3月1日から8月31日まで							
		雑魚かご漁業	3月1日から8月31日まで							
共第217号	第3種共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日から12月31日まで	美方郡香美町香住区下浜地先	次の点A、B、C及びDを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域（河川を除く。） 点の位置 A 美方郡香美町香住区下浜字久津井キツネ島北端 B 美方郡香美町香住区下浜字久津井地先弁天島西端 C 美方郡香美町香住区下浜字三田地先イナムラ（松島）東端 D 美方郡香美町香住区下浜字三田弁天鼻	—	同郡	同上	下浜	同上
共第218号	同上	つきいそ漁業	同上	美方郡香美町香住区下浜沖合	次の点のうちアを中心として半径200メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡香美町香住区境地先白石島頂上 B 美方郡香美町香住区下浜字オッパセ地先東赤島北西端 ア Aから318度40分の線とBから30度10分の線との交点	—	同郡	同上	境 一日市 若松 香住	同上

									七日市 矢田 下浜	
共 第 2 1 9 号	同上	同上	同上	同上	次の点のうちAを中心として半径200メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡香美町香住区境地先白石島頂上 B 美方郡香美町香住区下浜字オッパセ地先東赤島北西端 ア Aから306度10分の線とBから13度40分の線との交点	—	同郡	同上	同上	同上
共 第 2 2 0 号	同上	同上	同上	同上	次の点のうちAを中心として半径300メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡香美町香住区境地先白石島頂上 B 美方郡香美町香住区下浜字オッパセ地先東赤島北西端 ア Aから297度40分の線とBから349度40分の線との交点	—	同郡	同上	同上	同上
共 第 2 2 1 号	同上	同上	同上	同上	次の点のうちAを中心として半径200メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡香美町香住区下浜字オッパセ地先東赤島北西端 B 美方郡香美町香住区鎧松ヶ崎493番地松ヶ崎北西端 ア Aから338度10分の線とBから7度40分の線との交点	—	同郡	同上	同上	同上
共 第 2 2 2 号	第 1 種 共 同 漁 業	はばのり漁業	9月1日から 5月31日まで	美方郡香美町香 住区鎧及び余部 地先	次の点うちA、ア、イ、ウ及びCを結んだ線と最大高潮時海岸線 によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡香美町香住区下浜水ヶ浦1534番地と同郡同町香住区鎧 松ヶ崎493番地の界（松ヶ崎） B 美方郡香美町香住区余部字御崎余部崎北端 C 美方郡香美町香住区余部字御崎ヲトシ通り岩北端 ア Aから353度40分250メートルの点 イ Bから353度40分100メートルの点 ウ Cから353度40分500メートルの点	付記の とおり	同郡	香美町香住 区	鎧 余部	同上
のり漁業		同上								
そぞ漁業		同上								
わかめ漁業		3月1日から 7月31日まで								
もずく漁業		4月1日から 8月31日まで								
うみぞうめん漁業		同上								

		てんぐさ漁業	3月1日から 8月31日まで							
		ほんだわら漁業	1月1日から 12月31日まで							
		かじめ漁業	同上							
		あらめ漁業	同上							
		むかでのり漁業	同上							
		いがい漁業	同上							
		くろくち漁業	同上							
		かき漁業	同上							
		あわび漁業	同上							
		とこぶし漁業	同上							
		ずめ漁業	同上							
		さざえ漁業	同上							
		にし漁業	同上							
		かめのて漁業	同上							
		ばい漁業	同上							
		うに漁業	同上							
		なまこ漁業	同上							
		たこ漁業	同上							
共 第 2 2 3 号	第 2 種 共 同 漁 業	いそ刺網漁業	3月1日から 10月31日まで	同上	次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって 囲まれた区域 点の位置 A 美方郡香美町香住区下浜水ヶ浦1534番地と同郡同町香住区鑑 松ヶ崎493番地の界（松ヶ崎） B 美方郡香美町香住区余部字御崎ヲトシ通り岩北端 ア Aから353度40分1,500メートルの点 イ Bから353度40分1,000メートルの点	—	同郡	同上	同上	同上
		とびうお刺網漁業	5月1日から 7月31日まで							
		かわはぎ網漁業	5月1日から 11月30日まで							
		いかかご漁業	3月1日から 8月31日まで							

		雑魚かご漁業	3月1日から 8月31日まで							
共 第 2 2 4 号	第 1 種 共 同 漁 業	はばのり漁業	9月1日から 5月31日まで	美方郡香美町香 住区余部通り岩 から美方郡香美 町と同郡新温泉 町との界に至る 間の地先	次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって 囲まれた区域 点の位置 A 美方郡香美町香住区余部字御崎ヲトシ通り岩北端 B 最大高潮時海岸線における美方郡香美町・新温泉町界（鋸崎 北端） ア Aから353度40分50メートルの点 イ Bから353度40分50メートルの点	付記の とおり	同郡	香美町香住 区 新温泉町	余部 三尾	同 上
		のり漁業	同上							
		そぞ漁業	同上							
		わかめ漁業	3月1日から 7月31日まで							
		もずく漁業	4月1日から 8月31日まで							
		うみぞうめん漁業	同上							
		てんぐさ漁業	3月1日から 8月31日まで							
		ほんだわら漁業	1月1日から 12月31日まで							
		かじめ漁業	同上							
		あらめ漁業	同上							
		むかでのり漁業	同上							
		いがい漁業	同上							
		くろくち漁業	同上							
		かき漁業	同上							
		あわび漁業	同上							
		とこぶし漁業	同上							
		ずめ漁業	同上							
		さざえ漁業	同上							
		にし漁業	同上							
		かめので漁業	同上							
ばい漁業	同上									

		うに漁業	同上							
		なまこ漁業	同上							
		たこ漁業	同上							
共 第 2 2 5 号	第 2 種 共 同 漁 業	いそ刺網漁業	3月1日から 10月31日まで	同上	次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって 囲まれた区域 点の位置 A 美方郡香美町香住区余部字御崎ヲトシ通り岩北端 B 最大高潮時海岸線における美方郡香美町・新温泉町界（鋸崎 北端） ア Aから353度40分1,000メートルの点 イ Bから353度40分1,000メートルの点	-	同郡	同上	同上	同上
		とびうお刺網漁業	5月1日から 7月31日まで							
		かわはぎ網漁業	5月1日から 11月30日まで							
		いかかご漁業	3月1日から 7月31日まで							
共 第 2 2 6 号	第 1 種 共 同 漁 業	のり漁業	9月1日から 5月31日まで	美方郡香美町と 同郡新温泉町と の界から美方郡 新温泉町矢城ヶ 鼻に至る間の地 先	次の点のうちA、ア、イ及びBを結んだ線、Cとウを結んだ線並 びにオとエを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 最大高潮時海岸線における美方郡香美町 新温泉町界（鋸崎北 端） B 美方郡新温泉町芦屋地先東矢城東端（通称赤島東端） C 美方郡新温泉町芦屋地先東矢城西端（通称赤島西端） D 美方郡新温泉町岸田川右岸堤防北端 ア Aから353度40分500メートルの点 イ Bから353度40分250メートルの点 ウ Cから173度40分の線と対岸との交点 エ Dから73度40分の線と対岸との交点 オ Dから253度40分の線と対岸との交点	付記の とおり	同郡	新温泉町	三尾 浜坂 芦屋	同上
		そぞ漁業	同上							
		わかめ漁業	3月1日から 7月31日まで							
		もずく漁業	4月1日から 8月31日まで							
		うみぞうめん漁業	同上							
		てんぐさ漁業	3月1日から 8月31日まで							
		ほんだわら漁業	1月1日から 12月31日まで							
		かじめ漁業	同上							
		あらめ漁業	同上							
		いがい漁業	同上							
		くろくち漁業	同上							
		かき漁業	同上							
		はまぐり漁業	同上							
		あさり漁業	同上							
あわび漁業	同上									

うみぞうめん漁業	同上
てんぐさ漁業	3月1日から 8月31日まで
ほんだわら漁業	1月1日から 12月31日まで
かじめ漁業	同上
あらめ漁業	同上
むかでのり漁業	同上
いがい漁業	同上
くろくち漁業	同上
かき漁業	同上
はまぐり漁業	同上
あさり漁業	同上
あわび漁業	同上
とこぶし漁業	同上
ずめ漁業	同上
さざえ漁業	同上
にし漁業	同上
かめので漁業	同上
ばい漁業	同上
うに漁業	同上
なまこ漁業	同上
たこ漁業	同上

共第229号	第2種共同漁業	いそ刺網漁業 とびうお刺網漁業 かわはぎ網漁業 かます刺網漁業 雑魚小型定置網漁業 いかかご漁業	3月1日から10月31日まで 5月1日から7月31日まで 5月1日から11月30日まで 3月1日から11月30日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から7月31日まで	同上	次の点ウ、B及びA、ア、イ、Cを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡新温泉町芦屋地先東矢城東端（通称赤島東端） B 美方郡新温泉町芦屋地先東矢城西端（通称赤島西端） C 美方郡新温泉町芦屋地先ウラ門崎突端 ア Aから353度40分1,000メートルの点 イ Cから353度40分1,000メートルの点 ウ Bから173度40分の方位線と対岸との交点	—	同郡	同上	同上	同上
共第230号	第3種共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日から12月31日まで	美方郡新温泉町浜坂及び芦屋地先	次の点のうちA、ア及びCを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡新温泉町清富鬼門崎北端 B 美方郡新温泉町芦屋地先東矢城東端（通称赤島東端） C 美方郡新温泉町芦屋浜坂漁港東防波堤基部（付根）東側 ア Cから5度40分の方位線とA、Bを結んだ線との交点	—	同郡	同上	浜坂 芦屋	同上
共第231号	同上	つきいそ漁業	同上	美方郡新温泉町三尾沖合	次の点のうちアを中心として半径200メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡新温泉町三尾地先大島北西端 B 美方郡新温泉町三尾地先立島頂上 ア Aから308度40分の方位線とBから4度40分の方位線との交点	—	同郡	同上	三尾 浜坂 芦屋	同上
共第232号	同上	同上	同上	美方郡新温泉町清富鬼門崎沖合	次の点のうちアを中心として半径200メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡新温泉町田井浜崎鼻西端 B 美方郡新温泉町清富鬼門崎北端 ア Aから313度40分の方位線とBから6度40分の方位線との交点	—	同郡	同上	浜坂 芦屋	同上
共第233号	同上	同上	同上	美方郡新温泉町芦屋地先中矢城沖合	次の点のうちアを中心として半径200メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡新温泉町清富鬼門崎北端 B 美方郡新温泉町芦屋地先中矢城 ア Aから301度40分の方位線とBから3度40分の方位線との交点	—	同郡	同上	同上	同上

共第234号	同上	同上	同上	美方郡新温泉町三尾沖合	次の点のうちAを中心として半径200メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡新温泉町三尾大島灯台 ア Aから20度600メートルの点	—	同郡	同上	三尾 浜坂 芦屋 諸寄 釜屋 居組	同上
共第235号	同上	同上	同上	美方郡新温泉町清富鬼門崎沖合	次の点のうちAを中心として半径200メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡新温泉町浜坂漁港矢城ヶ鼻灯台 ア Aから43度2,400メートルの点	—	同郡	同上	同上	同上
共第236号	同上	同上	同上	同上	次の点のうちAを中心として半径200メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡新温泉町浜坂漁港矢城ヶ鼻灯台 ア Aから55度3,100メートルの点	—	同郡	同上	同上	同上
共第237号	第1種共同漁業	のり漁業 そぞ漁業 わかめ漁業 もずく漁業	9月1日から5月31日まで 同上 3月1日から7月31日まで 4月1日から8月31日まで	美方郡新温泉町芦屋地先ウラ門崎から同町釜屋に至る間の地先	次の点A、ア、イ、C及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡新温泉町芦屋地先ウラ門崎突端 B 最大高潮時海岸線における美方郡新温泉町釜屋・居組界 C 美方郡新温泉町釜屋・居組界地先沖の黒島頂上 ア Aから353度40分350メートルの点 イ Cから333度40分500メートルの点	付記のとおり	同郡	同上	諸寄 釜屋	同上

うみぞうめん漁業	同上
てんぐさ漁業	3月1日から 8月31日まで
ほんだわら漁業	1月1日から 12月31日まで
かじめ漁業	同上
あらめ漁業	同上
いがい漁業	同上
くろくち漁業	同上
かき漁業	同上
はまぐり漁業	同上
あさり漁業	同上
あわび漁業	同上
とこぶし漁業	同上
ずめ漁業	同上
さざえ漁業	同上
にし漁業	同上
かめので漁業	同上
ばい漁業	同上
うに漁業	同上
なまこ漁業	同上
たこ漁業	同上

共第238号	第2種共同漁業	いそ刺網漁業 とびうお刺網漁業 かわはぎ網漁業 かます刺網漁業 雑魚小型定置網漁業 いかかご漁業	3月1日から10月31日まで 5月1日から7月31日まで 5月1日から11月30日まで 3月1日から11月30日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から7月31日まで	同上	次の点A、ア、イ、C及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡新温泉町芦屋地先ウラ門崎突端 B 最大高潮時海岸線における美方郡新温泉町釜屋・居組界 C 美方郡新温泉町釜屋・居組界地先沖の黒島頂上 ア Aから353度40分1,000メートルの点 イ Cから333度40分1,000メートルの点	—	同郡	同上	諸寄 釜屋	同上
共第239号	第3種共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日から12月31日まで	美方郡新温泉町諸寄及び芦屋地先	次の点A、ア及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡新温泉町芦屋地先千束灘の西端（通称枕岩西端） B 美方郡新温泉町諸寄大崎鼻東端 ア Bから353度40分700メートルの点	—	同郡	同上	同上	同上
共第240号	同上	つきいそ漁業	同上	美方郡新温泉町釜屋沖合	次の点のうちアを中心として半径200メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡新温泉町芦屋地先中矢城 B 美方郡新温泉町諸寄大崎鼻東端 ア Aから290度40分の方角線とBから325度40分の方角線との交点	—	同郡	同上	同上	同上
共第241号	同上	同上	同上	同上	次の点のうちアを中心として半径200メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡新温泉町諸寄漁港北防波堤灯台 ア Aから332度2,600メートルの点	—	同郡	同上	三尾 浜坂 芦屋 諸寄 釜屋 居組	同上

共 第 2 4 2 号	同 上	同 上	同 上	同 上	次の点のうちアを中心として半径200メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡新温泉町諸寄漁港北防波堤灯台 B 美方郡新温泉町浜坂漁港矢城ヶ鼻 ア Aから332度の線とBから297度の線との交点	—	同 郡	同 上	同 上	同 上
共 第 2 4 3 号	第 1 種 共 同 漁 業	のり漁業	9月1日から 5月31日まで	美方郡新温泉町 居組地先	次の点A、B、ア、イ及びCを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 最大高潮時海岸線における美方郡新温泉町釜屋・居組界 B 美方郡新温泉町釜屋・居組界地先沖の黒島頂上 C 兵庫県鳥取県界（汐吹崎一名火吹崎に設置した標柱） ア Bから333度40分500メートルの点 イ Cから331度10分500メートルの点	付記の とおり	同 郡	同 上	居 組	同 上
		そぞ漁業	同上							
		わかめ漁業	3月1日から 7月31日まで							
		もずく漁業	4月1日から 8月31日まで							
		うみぞうめん漁業	同上							
		てんぐさ漁業	3月1日から 8月31日まで							
		ほんだわら漁業	1月1日から 12月31日まで							
		かじめ漁業	同上							
		あらめ漁業	同上							
		いがい漁業	同上							
		くろくち漁業	同上							
		かき漁業	同上							
		はまぐり漁業	同上							
		あさり漁業	同上							
		あわび漁業	同上							
とこぶし漁業	同上									

		ずめ漁業	同上							
		さざえ漁業	同上							
		にし漁業	同上							
		かめのて漁業	同上							
		ばい漁業	同上							
		うに漁業	同上							
		なまこ漁業	同上							
		たこ漁業	同上							
共第244号	第2種共同漁業	いそ刺網漁業	3月1日から10月31日まで	同上	次の点A、B、ア、イ及びCを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 最大高潮時海岸線における美方郡新温泉町釜屋・居組界 B 美方郡新温泉町釜屋・居組界地先沖の黒島頂上 C 兵庫県鳥取県界（汐吹崎一名火吹崎に設置した標柱） ア Bから333度40分1,000メートルの点 イ Cから331度10分1,500メートルの点	—	同郡	同上	同上	同上
		とびうお刺網漁業	5月1日から7月31日まで							
		かわはぎ網漁業	5月1日から11月30日まで							
		かます刺網漁業	3月1日から11月30日まで							
		雑魚小型定置網漁業	1月1日から12月31日まで							
		いかかご漁業	3月1日から7月31日まで							
共第245号	第3種共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日から12月31日まで	同上	次の点A、B及びCを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡新温泉町居組大戸浜砂防波堤突端 B 美方郡新温泉町居組地先横島（白灯台） C 兵庫県鳥取県界（汐吹崎一名火吹崎に設置した標柱）	—	同郡	同上	同上	同上
共第246号	同上	つきいそ漁業	同上	美方郡新温泉町居組沖合	次の点のうちAを中心として半径200メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡新温泉町居組地先大振島頂上 B 兵庫県・鳥取県界（汐吹崎一名火吹崎に設置した標柱） ア Aから319度40分の方位線とBから17度40分の方位線との交点	—	同郡	同上	同上	同上

共 第 2 4 7 号	同 上	同上	同上	同上	次の点のうちアを中心として半径200メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 兵庫県・鳥取県界（汐吹崎一名火吹崎に設置した標柱） B 美方郡新温泉町居組地先横島（白灯台） ア Aから21度10分の方位線とBから353度40分の方位線との交点	—	同郡	同上	同上	同上
共 第 2 4 8 号	同 上	同上	同上	同上	次の点のうちアを中心として半径200メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 兵庫県・鳥取県界（汐吹崎一名火吹崎に設置した標柱） B 美方郡新温泉町居組地先横島（白灯台） ア Aから358度40分の方位線とBから328度40分の方位線との交点	—	同郡	同上	同上	同上

イ 免許予定日 令和5年9月1日

ウ 漁業権の存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

付 記
条件

潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

(2) 区画漁業権

ア 公示番号及び漁業権の内容となるべき事項等

方位は真方位、座標は世界測地系を示す。

公示番号	免許の内容となるべき事項						関係地区			個別又は団体漁業権の別	類似又は新規漁業権の別
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁業の位置	漁場の区域	条件	市郡	区町	字		
区第702号	第1種区画漁業	わかめ・こんぶ養殖業	10月1日から4月30日まで	豊岡市竹野町宇日地先	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 豊岡市竹野町竹野字賀島猫崎灯台 ア Aから140度1,300メートルの点 (北緯35度39.90分、東経134度46.41分) イ アから0度500メートルの点 (北緯35度40.17分、東経134度46.41分) ウ イから90度500メートルの点 (北緯35度40.17分、東経134度46.74分) エ ウから180度500メートルの点 (北緯35度39.90分、東経134度46.74分)	付記のとおり	豊岡市	竹野町	田久日 宇日 竹野 切浜 浜須井	団体漁業権	類似漁業権
区第703号	同上	同上	同上	美方郡香美町香住区境地先	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡香美町香住東港西防波堤赤灯台 ア Aから112度338メートルの点 (北緯35度39.26分、東経134度38.46分) イ アから147度130メートルの点 (北緯35度39.20分、東経134度38.50分) ウ イから237度200メートルの点 (北緯35度39.14分、東経134度38.38分) エ ウから327度130メートルの点 (北緯35度39.20分、東経134度38.35分)	同上	美方郡	香美町香住区	境 一日市	同上	同上
区第704号	同上	同上	同上	美方郡香美町香住区下浜字三田地先	次の点A、B、C及びDを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡香美町香住区下浜字枳三田地先弁天鼻 B 美方郡香美町香住区下浜松島南端 C 美方郡香美町香住区下浜久津井湾口北東端 D 美方郡香美町香住区下浜字三田と同郡同町香住区下浜字枳三田との海岸線における界	同上	同郡	同上	下浜	同上	同上

区 第 7 0 5 号	同上	同上	同上	美方郡香美町香住区下浜字オッパセ地先	次の点のうちA、ア、イ、ウ、エ、B及びAを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡香美町香住区下浜字オッパセ須井の小鼻北端 B 美方郡香美町香住区下浜字オッパセ地先東赤島南端 C 美方郡香美町香住区下浜字オッパセ地先西赤島北端 ア Aから263度40分510メートルの点 (北緯35度39.37分、東経134度35.38分) イ Cから263度40分320メートルの点 (北緯35度39.57分、東経134度35.39分) ウ Cから263度40分70メートルの点 (北緯35度39.59分、東経134度35.56分) エ Bから263度40分250メートルの点 (北緯35度39.49分、東経134度35.57分)	同上	同郡	同上	下浜	同上	同上
区 第 7 0 6 号	同上	同上	同上	美方郡新温泉町三尾字高見地先	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡新温泉町三尾字高見地先黒島北端 ア Aから274度120メートルの点 (北緯35度39.64分、東経134度30.69分) イ アから334度160メートルの点 (北緯35度39.72分、東経134度30.64分) ウ イから64度380メートルの点 (北緯35度39.81分、東経134度30.87分) エ ウから154度160メートルの点 (北緯35度39.73分、東経134度30.92分)	同上	同郡	新温泉町	三尾	同上	同上

イ 免許予定日 令和5年9月1日

ウ 漁業権の存続期間

令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

付 記

条件

養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

(3) 定置漁業権

ア 公示番号及び漁業権の内容となるべき事項等

方位は真方位、座標は世界測地系を示す。

公示番号	免許の内容となるべき事項						関係地区			個別又は団体漁業権の別	類似又は新規漁業権の別
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁業の位置	漁場の区域	条件	市郡	区町	字		
定第601号	定置漁業	ぶり定置網漁業	1月1日から12月31日まで	豊岡市竹野町田久日地先	次の点のうちア、ウ、エ、イ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 豊岡市竹野町田久日字才の神294番地の水準点 ア Aから61度7分662メートルの点 (北緯35度40.12分、東経134度48.23分) イ Aから29度50分1,447メートルの点 (北緯35度40.62分、東経134度48.32分) ウ Aから49度1分1,616メートルの点 (北緯35度40.52分、東経134度48.65分) エ Aから71度8分835メートルの点 (北緯35度40.08分、東経134度48.37分)	—	豊岡市	竹野町	田久日 宇日 竹野 切浜 浜須井	個別漁業権	類似漁業権
定第602号	同上	同上	同上	同上	次の点のうちア、ウ、エ、イ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 豊岡市竹野町田久日イソジ地先冠島先端 ア Aから90度100メートルの点 (北緯35度40.06分、東経134度47.10分) イ Aから270度100メートルの点 (北緯35度40.06分、東経134度46.96分) ウ アから0度1,300メートルの点 (北緯35度40.77分、東経134度47.10分) エ ウから270度600メートルの点 (北緯35度40.77分、東経134度46.70分)	—	同市	同上	同上	同上	同上
定第603号	同上	同上	同上	美方郡香美町香住区鑑地先	次の点A、ア、イ、B及びウを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡香美町香住区下浜字水ヶ浦1534番地と同郡同町香住区鑑松ヶ崎493番地との界(松ヶ崎北端) B 美方郡香美町香住区鑑地先マドカケ島頂上 ア Aから353度40分1,000メートルの点 (北緯35度40.18分、東経134度34.62分) イ Bから326度40分1,200メートルの点 (北緯35度40.15分、東経134度34.13分)	—	美方郡	香美町香住区	鑑 余部	同上	同上

					ウ イからBを見通す線と対岸との交点							
定 第 6 0 4 号	同 上	同 上	同 上	美 方 郡 香 美 町 香 住 区 余 部 地 先	次 の 点 A、 ア、 イ、 B 及 び ウ を 結 ん だ 線 と 最 大 高 潮 時 海 岸 線 に よ っ て 囲 ま れ た 区 域 点 の 位 置 A 美 方 郡 香 美 町 香 住 区 余 部 大 崎 鼻 北 端 B 美 方 郡 香 美 町 香 住 区 余 部 字 御 崎 地 先 黒 島 頂 上 ア A か ら 35 度 40 分 900 メ ー ト ル の 点 (北 緯 35 度 39. 92 分、 東 経 134 度 33. 46 分) イ B か ら 35 度 900 メ ー ト ル の 点 (北 緯 35 度 40. 30 分、 東 経 134 度 33. 13 分) ウ イ か ら B を 見 通 す 線 と 対 岸 と の 交 点	—	同 郡	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上

イ 免許予定日 令和5年9月1日

ウ 漁業権の存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

2 保全沿岸漁場に関する事項
該当なし